○総務省・経済産業省令第一号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）の施行に伴い、総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一の3中「法第28条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項」に改め、様式第一の5中「法第28条」を「地方税法附則第15条第38項」に改める。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省令第十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）及び所得税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十号）の施行に伴い、並びに同令附則第七条第三項及び第十二条第二項第八号、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十条第二項及び第五項、第百二十条第一項、第四項第二号及び第六項（同項の規定を同法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項第九号、第百九十四条第一項第八号、第百九十五条第一項第五号、第百九十五条の三第一項第三号、第二百三条第一項第五号、第二百三条の六第一項第七号、第二百二十条、第二百二十四条第一項、第二百二十四条の二、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項及び第二項、第二百二十八条の二並びに第二百二十八条の三並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第四項、第六十一条第六項第十一号イ⑵及びロ⑵、第二百六十二条第四項第一号イ及びロ、第二号ハ並びに第三号ロ、第三百十六条の二第二項、第三百十八条の四第一号及び第二号、第三百三十六条第四項並びに第三百三十九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「老人扶養親族」の下に「「源泉控除対象親族」を、「老人扶養親族」の下に「、源泉控除対象親族」を加え、同条第二項中「扶養控除」の下に「「特定親族特別控除」を、「扶養控除」の下に「、特定親族特別控除」を加える。

第一条の五第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第七条第三項中「掲げる」の下に「いずれかの」を加え、「又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）に規定する署名用電子証明書をいう。ロ及び第六項第一号において同じ。）

ロ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。第六項第一号において同じ。）が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

二　カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいい、同法第十八条の二第六項（カード代替電磁的記録の発行等）の規定により送信をされたものに限る。以下この号、第六項第二号並びに第八十一条の六第七項第一号ロ及び第二号ロ（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）において同じ。）で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの

第七条第六項中「掲げる」の下に「いずれかの」を加え、「又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書

ロ　地方公共団体情報システム機構により電子署名が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第二号（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第三条第一号（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）の規定により内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの

ハ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二　カード代替電磁的記録で、当該カード代替電磁的記録に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの